

【契約書別紙・別表】

セイワ若松短期入所生活介護 利用料金表

令和8年4月1日現在

※ 2割

A 介護保険給付対象基本料金

地域区分:千葉市(3級地)1単位=10,83円

要介護状態区分	単位				合計単位	介護職員処遇改善加算Ⅰ 単位数変動あり	介護保険10割分 (処遇改善加算含む)	介護保険8割負担分 (処遇改善加算含む)	介護保険2割分 利用者負担分 (処遇改善加算含む)
	基本	加算							
		機能訓練体制加算/日	夜勤職員配置加算(Ⅰ)/日	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月					
要介護1	603	12	13	10	638	89	8,068	6,454	1,614
要介護2	672	12	13	10	707	99	8,923	7,138	1,785
要介護3	745	12	13	10	780	109	9,822	7,857	1,965
要介護4	815	12	13	10	850	119	10,689	8,551	2,138
要介護5	884	12	13	10	919	129	11,544	9,235	2,309

* サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・1日につき所定の単位数18単位を加算する

介護保険の加算 * 次の項目に該当した場合に加算がされます。

加算項目	内容	単位数	円/日	
			10割	2割負担
送迎加算(片道)	利用時送迎を行った場合(片道)	184 単位/片道	2,274	455
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	8 単位/回	97	20

B 食費(材料費・調理費)・居住費(光熱水費及び室料)

※前年度の所得に応じて負担額が変わります第1～3段階該当者は負担限度額認定証を提示して下さい。

区分	居住費 (1日あたり)	食費 (1日あたり)	居住費+食費 合計(円)
基準費用額 第1～3段階に該当しない方	(940円/日)	(1,825円/日)	2,765
利用者負担第1段階 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者、生活保護受給者	(0円/日)	(300円/日)	300
利用者負担第2段階 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	(430円/日)	(600円/日)	1,030
利用者負担第3段階① 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	(430円/日)	(1,000円/日)	1,430
利用者負担第3段階② 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方	(430円/日)	(1,300円/日)	1,730

* 食費1,700円の内訳(朝445円・昼665円・夕590円)

* 負担限度額第1～3段階に該当する方は、負担限度額認定証を提示して下さい。(介護保険課で申請が必要です)

●A+B 利用料金 早見表 * AとBの該当する部分の交わる金額をご確認ください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準費用額	4,379	4,550	4,730	4,903	5,074

C その他 実費の料金 * 次の項目を利用した場合に加算がされます。状況によって変動します。

* 「施設内洗濯料金」「オムツ代」は利用料金に含まれます。

区分	名称	金額	備考
手数料	銀行手数料(口座振替手数料)	1回	55円 千葉銀
		1回	206円 他銀
	郵便口座振替手数料	1回	10円
電気料金	テレビ使用料	1回	100円
	その他電気使用料	1回	100円
クラブ活動費	生花	1回	800円
	書道	1回	50円
床屋	ヘアカット	1回	600円
	顔剃り	1回	200円 (希望者)
日用品	ティッシュ	1箱	70円